

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岬町長

田代堯

岬町条例第6号

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成3年岬町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。